



## 線引き集 コンセプト

- 一級専用、二級専用で  
出題ポイントが一目瞭然！
- 条文の理解が  
格段にスピードアップ！

# 線引きのコンセプト

## 1. 線引きの必要性

建築士試験の「法規」の科目は、時間との勝負になります。

短い時間の中で、最短時間で条文にたどり着くためには、**インデックス**が必要不可欠であり、条文の内容を確認するためには、**線引き**が必要不可欠です。

## 2. マーカーと下線の併用

試験のポイントに**下線**を引き、特に強調したいところや目立たせたいところに**マーカー**を引いています。

# 線引きのコンセプト

## 3. 「号」、「イ、ロ、ハ」等の 列記事項と、前文との 対応関係を明確化

列記事項について、本文に対応するのか、ただし書に対応するのかを明確にしています。

### 【例1】

…**次**の各号のいずれか…

**一** …

**二** …

### 【例2】

…。**ただし**、**次**の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

**一** …

**二** …

# 線引きのコンセプト

## 4. カッコの始点と終点を明確化

難解な条文は、初めにカッコ書きを飛ばして読むのが鉄則です。

### 【例】法2条九号

不燃材料 建築材料のうち、**不燃性能**（通常火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令**で定める性能をいう。）**）**に関して**政令**で定める技術的基準に適合するもので…

カッコの始点と終点を明確にしている

# 線引きのコンセプト

## 5. 色分け

橙

橙

- 本文中のポイント
- 強調したいところや目立たせたいところをマーカーで強調

### 【例】法61条

防火地域内においては、階数が3以上であり、又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

# 線引きのコンセプト

赤	●用語の定義
青 <u>青</u>	●ただし書、除外規定
黄	●「法」から「令」へ飛ぶところ、関連など。

## 【例】法2条九号

不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令**で定める性能をいう。）に関して**政令**で定める**技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

ここに飛ぶ

◆ **政令【不燃性能及びその技術的基準】**

令108条の2

# 線引きのコンセプト

## 4. 推奨ペン

こすると消えるPILOT FRIXION (フリクション)がお奨めです。

- ① オレンジマーカー
- ② オレンジ0.5mm
- ③ ピンクマーカー
- ④ ソフトブルーマーカー
- ⑤ ライトブルー0.5mm
- ⑥ イエローマーカー

